

ごかの お知らせ

(No.453)

おしらせ

環境美化運動の 実施について

(建設環境課)

環境美化運動を次のとおり実施しますので、みなさんのご協力を願います。

○日時 5月26日(日)

午前8時から ※小雨決行

※延期の場合は、防災行政無線により午前7時5分に放送し、6月2日(日)に順延となります。

○お問い合わせ

建設環境課 生活環境G

☎(84)3618 (直通)

住宅用太陽光発電システム一部補助について

(建設環境課)

町では、家庭から排出される温室効果ガスの削減及び地球温暖化の防止を目的に、住宅用太陽光発電システムを設置される方に対して、費用の一部を補助します。

申請の受付等については、次のとおりです。

○申請受付開始日

5月27日(月)から

※先着順(予算額に達したところで受付終了となります。)

○対象 町内に住所を有し、または平成25年度中に町内へ住所を有する予定の方で、補助対象設備が未設置(工事未着手)であり、平成26年3月20日までに補助事業を完了できる方

○補助金額

1キロワット当たり3万円

※上限10万円

10キロワット未満の設備が対象

○申請用紙等 建設環境課生活

環境G窓口または町ホームページから取得できます。詳細は、お問い合わせください。

○お問い合わせ

建設環境課 生活環境G

☎(84)3618 (直通)

平成25年度 町県民税について

(町民税務課)

平成25年度の町県民税(住民税)は、平成24年中の収入をもとに課税されます。

特別徴収(給与天引き)の方は、5月中旬に勤務先へ税額決定通知書を送付します。また、普通徴収(各自で納付)、年金特徴(年金天引き)の方は6月中旬に税額決定・納税通知書を送付します。

○お問い合わせ
町民税務課 税務G

☎(84)1966 (直通)

軽自動車税の納付と 減免の申請について

(町民税務課)

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

納税通知書が届きましたら、納期限5月31日(金)までに納付してください。納付後は、納税証明書と車検証を必ず一緒に保管してください。

心身に障害のある方が所有する軽自動車または心身に障害のある方と生計を共にしている方が所有する軽自動車は、一定の条件に該当する場合は、納期限7日前である5月24日(金)までに申請することで、軽自動車税が減免されます。

なお、自動車税の減免申請との併用はできません。

○減免申請時に持参するもの
障害者手帳、運転免許証
納税通知書、印鑑

※減免申請書は町民税務課④窓口にあります。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966 (直通)

農業集落排水施設使用 及び下水道使用料の 減免について

(上下水道課)

農業集落排水施設を使用している世帯や、公共下水道に接続されていて、井戸水を使用している世帯(水道水と井戸水を併用している世帯を含む)は、住民登録がされている方の人数等により使用料を算定していますが、学校等への進学や長期の入院、老人保健施設等の入所等により、やむを得ず住民票が異動できない場合に使用料の減免を受けることができます。

該当する世帯は、減免申請書及びその他必要書類を提出する必要があります。詳細はお問い合わせください。

○お問い合わせ

上下水道課 下水道G

☎(84)3346